

令和6年4月25日
営繕課・設備課

営繕課・設備課所管工事における交替制週休2日制度実施要領

1. 目的

本実施要領は、兵庫県営繕課・設備課所管工事における交替制週休2日制度の取組に必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、対象者が個人単位で、4週8休以上の休暇取得を行ったと認められる状態をいう。

なお、週休については、土・日曜日での取得を目指すこととするが、これを限定するものではなく、平日を含めて4週8休以上の休暇取得に努めることとする。

(2) 対象者

受注者の監理・主任技術者及び技術者とする。

(3) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間（ただし、休暇取得を目的に一時中止している場合は除く）のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(4) 4週8休以上

対象期間内の対象者毎の休暇取得日数の割合（以下「休暇取得率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、休暇取得率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、休暇取得の日数に含めるものとする。

3. 発注方式

発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

4. 対象工事である旨等の明示

対象工事である旨等の明示は、特記仕様書への記載により行うものとする。

5. 週休2日の確認方法等

(1) 週休2日の確認方法

① 工事着手前

- ・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・受注者は、分離発注工事の受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう、閉所日や対象者の週休2日の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成し、監督職員に提出する。

- ・受注者は、閉所日や対象者毎の休暇取得の予定日を記した、実施計画書（以下、「実施計画書」という）を作成し、監督職員に提出する。
- ・「実施計画書」には、工事着手時においては着手月末までの内容を、工事着手後においては翌月末までの内容を記載する。
- ・監督職員は、対象者の「実施工程表」と「実施計画書」を受注者から受領し、適切に週休2日が計画されていることを確認する。

② 工事着手後

- ・受注者は、工事着手後に、実施工程の見直し等が生じた場合は、その都度、分離発注工事の受注者間で調整した「実施工程表」等を作成し、監督職員へ提出する。
- ・監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、「実施工程表」等を受注者より受領し、実施工況を確認する。
- ・受注者は、閉所日や対象者毎の休暇取得の実績日を記した、「実績報告書」（以下、「実績報告書」という）を「工事進捗状況報告」と共に監督職員に提出する。
- ・監督職員は、受注者が作成した「実績報告書」を受領し、対象期間内の「週休2日」の実施工況を確認する。

③ 工事完成時

- ・受注者は監督職員のヒアリング調査に協力する。
- ・監督職員は、「実績報告書」をもとに受注者に対しヒアリングし、週休2日の実施工結果を確認する。

④ その他留意事項

- ・週休2日の実施工況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督職員は、休暇取得日の前日などに、対象者の週休2日の実施工に支障が生じるような指示等は行わないように配慮する。
- ・監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、受注者は監督職員と協議する。

(2) 週休2日促進工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に交替制週休2日制度対象工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) 適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

(4) 工事成績評定

- ・監督職員は、「週休2日」の実施工況に応じて、工事評成績評定における担当職員〈5. 創意工夫〉を加点する。

(5) 元請下請の取引の適正化

受注者は、交替制週休2日制度対象工事の実施工にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、調整・連携を行うものとする。

6. その他

- ・対象者以外（1次下請会社以降の主任技術者、技術者及び作業員など）においても週休2日の取得に努めることとする。
- ・交替制週休2日制度対象工事を実施する場合は、モニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するとともに、工事完成日時点で受注者へヒアリング調査を実施するので、受注者は協力するものとする。

<交替制週休2日制度対象工事であることを明記する工事看板例>

